

名古屋市中村区名駅五丁目38番5号
株式会社DSG1
代表取締役 澤田大輔 殿

回答書

貴社より受領しました2023年5月16日付け「貴社監査等委員に対する追加のご質問書」（以下、「本質問書」）につき、以下のとおり回答申し上げます。

はじめに

本質問書は、そもそもが、本件1号案件（前回答書に定義されます。）が不適當合併等に抵触する可能性が高いという前提に立っておられますが、東京証券取引所（以下、「東証」）の開示・ガイドブック上も実質的存続会社の判断は複数の事項を総合的に勘案して判断されることが明らかであるにもかかわらず、売上高の1点のみをもってそのような前提で批判展開されることは不当であり、その理由は5月15日付け当社監査等委員らによる回答書（以下、「前回答書」）にて詳述させていただいた通りです。

東証への不適當合併等の確認審査をうけるタイミングにつきましても、東証の開示・ガイドブックにおいて、「吸収合併等の決定・適時開示を行う2週間前までに」「開示資料（案）をメールにてご送付」する形式で行われることとされています。

本候補案件のように、客観的事実と照らし合わせて当社に実質存続性が認められる根拠を持ち合わせた場合、相手先が東証とはいえ、売主の確認も経ずに、公表日より前に、不要に先んじて社外に案件情報を伝達することは、それこそ情報管理に関する内部統制不備や、売主に対する信義則違反となりかねません。

案件検討のための作業・費用につきましても、実務的には、東証への相談は、売主との交渉が相当程度進み、開示資料のドラフトも用意されて初めて開始するものであり、当然ながら費用発生は先行します。

尚且つ、本候補案件においては、4月下旬にはゴールデンウィーク休暇を控えていたため、案件実行予定日の2週間前である4月24日よりさらに余裕をもって事前相談を行うことを予定したことは、前回答書にて述べたとおりです。

また、上場企業は、その一般的実務として、適時開示をする際は東証による事前確認を経るものであります。当社によるこれまでの適時開示もその一般実務に則すものである点、東証との個別やりとりには言及しない、あくまで一般論として、付言しておきま

す。

以上を踏まえ、以下、いただいたご質問に関し回答申し上げます。

ご質問（１）

(イ)本件第１号案件における個別要件の分析結果、(ロ)東証の開示・ガイドブックが提唱する不適當合併等の審査実務及び(ハ)株主の皆様の判断のための情報提供の観点に照らし合わせ、適切であったと考えております。

ご質問（２）

コーポレートガバナンスの大きな主旨のひとつに、「経営のビジネス判断の法則にもとづく職務執行」と「株主への透明性」とのバランスがあり、内部統制の大きな主旨のひとつに、「M&A等の機密性高い情報の管理」と「適時開示ルール含む法令順守」とのバランスがある、と考えております。

上述の経緯のなか、そうしたバランス采配において、(イ)本件第１号案件における個別要件の分析結果、(ロ)不適當合併等の審査実務および(ハ)株主の皆様の判断のための情報提供の観点に照らし合わせ、適切であったと考えております。

ご質問（３）

M&Aの一般実務上、初期的な書類審査や売主側との初期面談以降にすすむ段階で、デューデリジェンスや株価算定（以下、「諸般案件手続き」）は発生いたします。逆に、これら費用発生を避けるために、不適當合併等の審査という案件実行目前の段階まで諸般案件手続きを遅らせると、その間は情報不十分として、業務執行側および取締役会において有意義な審議もできず、その案件が競争入札などで買い手候補者が複数いた場合などはなおさら、対象会社への意向表明や交渉が後手に回り、売主の信頼も勝ち取れず、案件実行が失敗に終わるリスクは致命的に高まります。

また、上述のとおり、東証への不適當合併等の相談は、実務上、売主との交渉が相当程度進み、開示資料のドラフトも用意されて初めて開始するものであり、当然ながら、諸般案件手続きが先行することになります。

ご質問（４）

①～④については機密情報であるため開示いたしかねます。但し、当社が本件につき、かねてより不適當合併等の分析をしていたことは述べさせていただきます。

⑤については、本件第1号案件のように、客観的事実と照らし合わせて当社に実質存続性が認められる根拠を持ち合わせた場合、相手先が東証とはいえ、案件実行日より不要に先んじて社外に案件情報を伝達することは、それこそ情報管理に関する内部統制不備や、売主に対する信義則違反となりかねません。そのなかで、本件第1号案件については、4月24日より余裕をもって、不適當合併等の事前相談を行うことを予定しておりました。しかし、貴社におかれまして4月4日付け本株主提案を提出されたところ、売主が本株主提案を検討した結果、当社宛に本第1号案件の実行を一旦保留したい旨のご連絡があったものであり、事前相談の実施の必然性がその段階ではなくなったものです。

ご質問（5）

本ご質問は、そもそもが、本件1号案件が不適當合併等に抵触する可能性が高いという前提に立っておられ、売上高の1点のみをもってその前提で批判展開されることは不当と考えます。

当社としては客観的事実と照らし合わせて当社に実質存続性が認められる前提で東証の審査が進むと考えていたこと、東証への不適當合併等の確認審査をうけるタイミングについても、東証の開示・ガイドブックにおいて、「吸収合併等の決定・適時開示を行う2週間前までに」「開示資料（案）をメールにてご送付」する形式で行われることとされていることは、前回答書ないし前述のとおりです。当社の適示開示の内容は、客観的事実に照らして、株主の皆様の判断のために有用な情報を提供するために適切なものであったと考えております。

以上

2023年5月22日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

監査等委員取締役 片岡 晃

監査等委員取締役 高野寧績

監査等委員取締役 松本高一